

人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会規程

令和5年4月12日

規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業実施規程（令和5年4月12日規程第19号）（以下「実施規程」という。）第6条第3項の規定に基づき、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会（以下「事業委員会」という。）の組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事業委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、事業委員会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 事業委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、事業委員会を代表する。

3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第6条 事業委員会に、調査審議を分担させるため、必要な部会を置くことができる。

2 部会に分属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(部会長等)

第7条 前条第1項に規定する部会に部会長を置き、部会に分属する委員の中から委員長が指名する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 部会長の指名により、副部会長を置くことができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第8条 事業委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 事業委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

4 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

5 第1項から第4項までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第9条 事業委員会及び部会において必要と認める場合には、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(守秘義務等)

第10条 委員等は、本事業に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、委員等が前項の規定に違反した場合、その他委員たるに適しないと認めるときは、当該委員等の委嘱を解くことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、事業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。